



モデルリスク管理

坂 卷 敏 史 CMA

(証券アナリストジャーナル編集委員会委員)

1. モデルリスク管理の概要

(1) モデルリスクとは

本稿では、日本の金融機関のリスク管理分野で進展がありそうな、モデルリスクについて概観し、さらにアセットマネジメント分野での応用についても考えてみたい。

モデルリスクが扱うのは一義的には、モデリングによる不確実性やアウトプットの性質といった不確実性のモデルに内在する不確実性である。一方、金融庁〔2021〕では、モデルリスクを「モデルの誤り又は不適切な使用に基づく意思決定によって悪影響が生じるリスク」と不確実性による影響範囲に広げて定義している。例えば、米国サブプライムローン問題にからむ金融危機をイメージすると、再証券化商品にかかる評価やリスク計測に「適切なモデルが用いられていなかったのではないか?」、また管理態勢では「不適切なモデル利用にけん制が効いていなかったのではないか?」という課題を思いつく。モデルリスクはこういった、モデル利用に伴う課題に対応するリスクを捉える概念といえる。

現代の金融ビジネス現場を考えると、モデルの

利用を避けるのは現実的ではない。グローバル化やIT技術の進歩によってビジネス環境の変化は加速し続けている。このスピードに対応し意思決定をすることが求められる。広範で素早い状況把握、的確な判断という点で、ITと親和性の高いモデルを積極的に利用することはメリットがある。

一方、利用に伴う課題には対策が必要だ。有効なモデルは、高効率やスピードアップをかなえる強力なエンジンと例えてみよう。暴走を避けるには、定期点検や時にブレーキが必要だ。この意味で、モデル利用が良好に管理されている状態では、あるモデルの活用を「推進（アクセル）するか」それとも「統制（ブレーキ）するか」が上手にバランスしていることが求められる。

この点は、モデルリスク管理の定量・定性的な特徴といえるだろう（注1）。モデルリスク管理で求められる「バランスした管理態勢のあり方」などは、ある程度確立している市場リスクや信用リスクの管理といった金融規制は定量化がポイントだったことと比べると、（必ずしも定量化できるわけではない）定性的な側面についての有効性を捉えようとしているといえそうである。以下では、

（注1） 金融機関のリスク管理の国際的な枠組みとしてはバーゼル規制がよく知られているが、モデルリスクを直接扱ってはいない。実際に、金融危機への対応として行われたバーゼル規制の強化も、資本賦課の見直しや流動性リスクへの対策といったものにとどまった。